

### (3) 対象とする災害

本計画では、軽井沢町地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を踏まえ、風水害、地震災害及び火山災害を想定します。なお、その他の災害である雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害及び危険物等災害時の対応も本計画によるものとします。

本計画で対象とする災害を表4-1に示します。

表4-1 対象とする災害

災害の種類	概要
風水害等	大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害
地震災害	地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害
火山災害	浅間山の噴火に伴う降下火砕物等の火山噴火災害要因による被害

注)雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害及び危険物等災害時の対応も本計画によるものとします。

### (4) 災害による被害状況の概要及び災害廃棄物発生見込量

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震とその諸元は表4-2に示すとおりです。町に最も大きな影響を及ぼすと予測されているのは「糸魚川ー静岡構造線(全体)の地震」ですので、本計画ではこの地震による災害廃棄物発生見込量を示します。

表4-2 想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	最大震度	長さ(km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	5強	58	飯山市～長野市
糸魚川ー静岡構造線	全体	8.5	5強	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5弱	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	5弱	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系(南部)		7.8	4	79	岐阜県中津川市(旧山口村)～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯(北部)		7.5	5弱	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯		7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ		9.0	5強		

建物被害は表4-3に示すとおりです。揺れによる半壊、土砂災害による全壊、半壊が発生するもののその量は多くはなく、建物被害が最も多いと予測されている「冬 18 時・強風時」において災害廃棄物発生量は10トンとなる見込みです。これは、町が通常処理している一般廃棄物(令和

4年度年間 12,432トン)と比較すると多い量ではありませんが、大部分が通常は処理しないがれき類と考えられます。

表4-3 建物被害の概要

区分	液状化	揺れ	断層変異	土砂災害	火災	合計
全壊	0	0	0	*	-	*
半壊	0	*	-	*	-	*
焼失	-	-	-	-	0	0

注)「\*」は、「わずか」であることを示します。

風水害等その他の災害については、地震災害のような個別災害の想定がありません。そこで、発災当初の災害廃棄物の発生見込量は危機管理部局等の収集した被災情報を基に、表4-4に示す原単位を利用して推計を行い、処理を進める中で適宜推計の見直しを行います。

なお、この推計方法に関しては、長野県災害廃棄物処理計画の改訂に合わせ、見直していくことが必要です。

表4-4 災害廃棄物量原単位

被害規模	原単位
全壊	117t/棟
半壊	23t/棟
床上浸水	4.6t/世帯
床下浸水	0.62t/世帯

出典：長野県災害廃棄物処理計画(令和4年3月改訂)

## (5) 処理可能量の算出

発災後、町の関連の処理施設(焼却施設や粗大ごみ処理施設)の被災状況等を県に報告するとともに、施設の状況を踏まえて処理可能量を調査し、分別区分ごとにどのくらいの災害廃棄物が処理できるか把握します。

## (6) 計画の基本的な考え方

本計画で想定する災害廃棄物は、自然災害によって直接発生した廃棄物を原則とし、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としません。

また、本計画をより実効性のある計画とするため、以下のような状況において必要に応じ見直します。

- ①地域防災計画や被害想定が見直された場合
- ②関係法令や災害廃棄物対策指針の改正等が行われた場合
- ③町や他市町村等の災害対応を踏まえ、計画の内容に改善すべき点が生じた場合

## (7) 処理主体等

災害廃棄物の処理主体は、町となります。

被害が甚大で、自ら処理することが困難な場合には、災害応援協定に基づき他の市町村等に応援を要請します。

大規模災害により広範囲の市町村が被災し、市町村の相互支援では処理が進まない場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定により、県に対し事務委託を要請し、災害廃棄物の処理を行います。

## (8) 災害廃棄物の定義

### 1) 災害廃棄物の定義

本計画で対象とする廃棄物は、災害発生時に特別な処理を必要とする災害廃棄物です。災害廃棄物は一般廃棄物であり、町に処理責任があります。ただし、性状的には産業廃棄物に類似したがれき類が多量に発生することがあります。

### 2) 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類を表4-5に示します。

表4-5 災害廃棄物の種類

区分	主な組成物	概要	
災害がれき等(※)	災害がれき(可燃物・不燃物)	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木等
		廃プラ	各種製品から発生するプラスチック部品等
		廃タイヤ	自動車、自動二輪車、自転車等から発生
		廃石綿等	被災家屋等から排出されるアスベスト
		可燃粗大ごみ(家具、絨毯、畳等)	被災家屋から排出される家具、絨毯、畳等
		その他(紙、布、衣類)	被災家屋から排出される紙、布、衣類等
		コンクリートがら、アスファルトがら	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
		ガラス陶磁器くず、瓦等	被災家屋から排出されるガラス、食器類、瓦等
		金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
		不燃粗大ごみ	被災家屋から排出される不燃物
有害廃棄物	※	有害性、爆発性、危険性等のおそれがある化学物質等	
	取と扱にる配廃棄物が必要	廃家電製品等	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で災害により被害を受け使用できなくなったもの
		廃自動車、廃バイク	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
		腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
		施設園芸用具	薬剤タンク、塩化ビニール等
家畜等		動物の死体、動物のふん尿、飼料	
し尿・汚泥	生し尿、汚泥等	被災・浸水した浄化槽や汲み取り槽に残存するし尿・汚泥及び避難所や仮置場等の作業現場における仮設便所からの汲み取りし尿等	
生活ごみ	生ごみ、容器類等	避難住民地等で発生する生活ごみ	

※災害がれき等：災害時に発生する廃棄物全般(生活ごみ、し尿・汚泥を除く)

※有害廃棄物：有機溶媒、薬品類、PCB含有機器、ガスボンベ、スプレー缶、消火器、農薬、感染性廃棄物など  
出典：長野県災害廃棄物処理計画(令和4年3月改訂)

## (9) 災害廃棄物処理に関する基本方針

災害廃棄物処理に関する基本方針を表4-6に示します。

災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用等による減量化も必要です。これらを踏まえつつ、国、県、町、住民及び事業者がそれぞれの役割に基づいて連携・協力し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

表4-6 基本方針

区分	基本方針
①衛生的な環境の確保	被災者の一時避難や上下水道の断絶等により発生する家庭ごみやし尿については、防疫の観点からも生活衛生の確保を重要事項として対応します。また、廃棄物の腐敗により生活環境が悪化するに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については優先的に処理します。
②迅速な対応・処理の推進	早期の復旧・復興を図るため、変化する状況に対応し、かつ災害廃棄物の処理の緊急性や容易性を考慮しながら、合理的な処理方法を選定し、迅速な処理を行います。
③計画的な処理の実施	平時から可燃ごみは佐久市・北佐久郡環境施設組合にて広域処理を実施していることから、災害時にも連携するとともに、各市町の災害廃棄物の量や施設の処理能力を踏まえつつ、計画的・効率的に処理を行っていきます。
④安全な作業の確保	災害廃棄物の処理にあたっては、作業員の安全と衛生の確保に努めます。
⑤環境に配慮した処理	粉じんや石綿の飛散、不法投棄、野焼きを防止するとともに、騒音・振動、臭気、大気質、水質、土壌等の環境モニタリングを実施する等、周辺の生活環境への影響に十分配慮します。
⑥再資源化の推進	災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底等により、可能な限り再資源化に努めます。
⑦県への事務委託	当町の行政機能が喪失した場合には、県に対し地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務委託)の規定に基づく事務委託により災害廃棄物処理を行います。

## 2.災害発生時における組織体制等

平常時においては、発災時を想定した災害廃棄物処理に関し検討する必要があります。  
以下はその検討内容です。

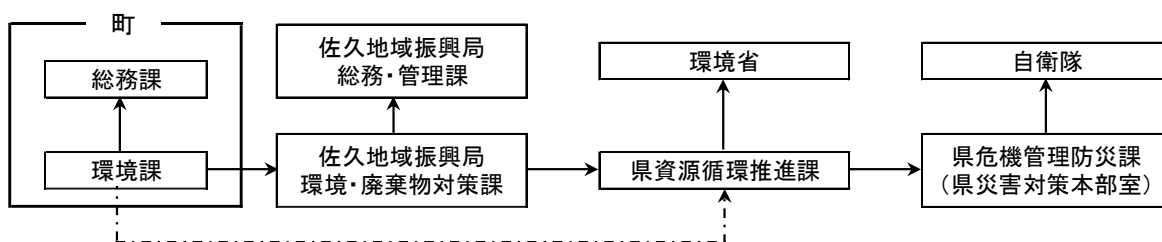
### (1)組織体制

#### 1)災害発生時の組織体制

地域防災計画において環境課は、発災時には衛生班として、次の事務を行うこととされています。

- ・防疫、衛生、ごみ等の緊急対策に関すること。
- ・衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・災害廃棄物の一時保管場所の確保及び処理に関すること。
- ・し尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。

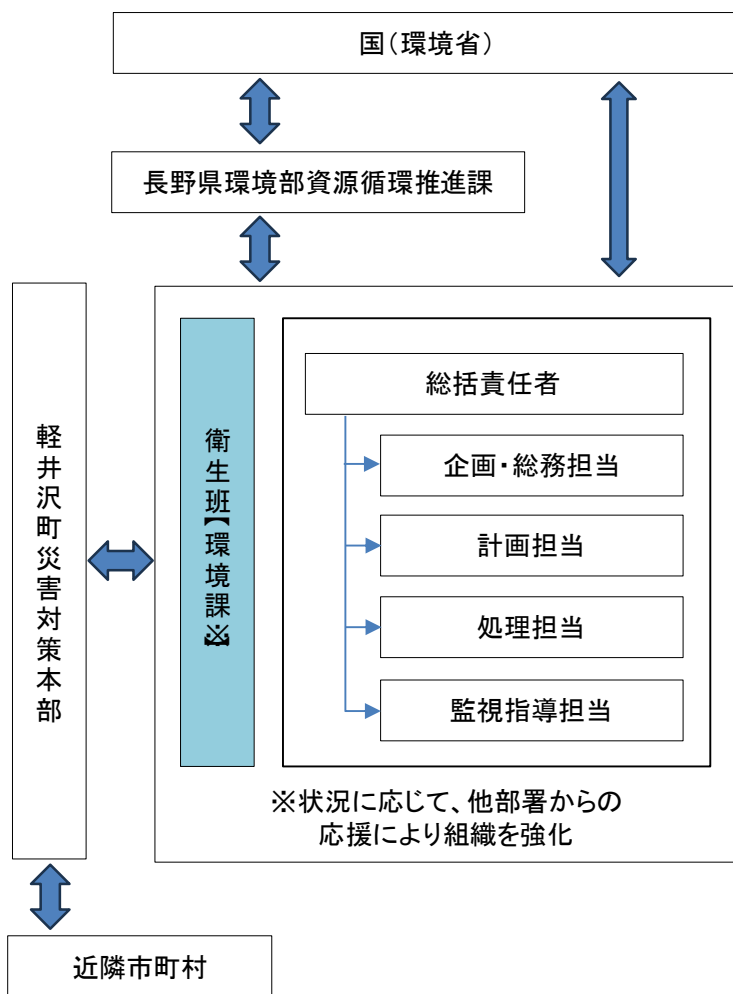
また、廃棄物処理施設の被害状況については、次の体制にて報告することが定められています。



出典:地域防災計画

図4-2 廃棄物処理施設被害状況報告

災害廃棄物処理に関する組織体制は、地域防災計画には記載がありませんので、長野県廃棄物処理計画を参考に次のとおり案を示します。災害廃棄物対策組織は、環境課を主体として構成しますが、状況に応じて他部署からの応援を求め、組織を強化します。



出典：長野県災害廃棄物処理計画を参考に作成

図4-3 組織体制(案)

## 2) 役割分担

災害廃棄物対策組織の役割分担(案)を、長野県災害廃棄物処理計画を参考に表4-7に示します。

表4-7 役割分担(案)

担当	事務分掌	
企画・総務担当	総合調整・ 広報関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の参集状況の把握</li> <li>・ 県災害対策本部との連絡調整</li> <li>・ 庁内調整</li> <li>・ 住民への広報</li> <li>・ 住民からの問い合わせ対応</li> </ul>
計画担当	渉外関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県、近隣市町村、支援団体との調整</li> <li>・ 国庫補助の申請</li> </ul>
	計画関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物発生量の算定</li> <li>・ 収集運搬車両、処理施設能力の算定及び手配</li> <li>・ 仮置場等の必要箇所、面積の算定及び手配</li> <li>・ 災害発生時のごみ処理マニュアルの策定</li> <li>・ 災害廃棄物処理実行計画策定と見直し</li> </ul>
処理担当	解体・撤去関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の撤去</li> <li>・ 倒壊家屋、建築物等の解体・撤去</li> </ul>
	収集・運搬・ 処理処分関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理施設の被災状況の把握</li> <li>・ 処理能力が不足する場合において、代替利用可能な施設の確保</li> <li>・ 災害廃棄物の発生量の推計</li> <li>・ 避難所ごみ発生量の推計</li> <li>・ 排出ごみ収集運搬業務の管理</li> <li>・ 災害廃棄物の再利用・資源化、処理・処分対策</li> <li>・ 仮置場の設置準備・設置</li> <li>・ 仮置場の運用及び周辺環境対策</li> <li>・ 仮置場への搬入許可事務</li> <li>・ し尿処理施設の被災状況の把握</li> <li>・ 処理能力が不足する場合において、代替利用可能な施設の確保</li> <li>・ し尿収集量の推計</li> <li>・ 仮設トイレ設置計画の策定</li> <li>・ し尿の収集、運搬、処分能力確保</li> <li>・ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去</li> <li>・ 仮設トイレのし尿収集</li> </ul>
監視指導担当	監視指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者指導</li> <li>・ 適正処理困難物、有害廃棄物管理</li> <li>・ 不法投棄、不適正処理防止</li> <li>・ 便乗投棄、有価物持ち去り防止</li> </ul>

注) 長野県災害廃棄物処理計画を参考に作成

出典: 長野県災害廃棄物処理計画を参考に作成

## (2) 協力・支援体制

大規模な災害が発生し、町だけでの対応が困難な状況が生じた場合は、近隣市町村や県及び廃棄物関係団体等への応援要請や、ボランティアとの連携が重要になります。また、甚大な被害により町の行政機能が極度に低下して災害時の廃棄物処理ができない場合は、県への事務委託による処理の実施を検討します。

### 1) 他市町村等、県及び国の協力・支援

他市町村等や県による協力・支援については、予め締結している災害協定にもとづき、町内の被災状況等を適切に把握し、必要な支援等を的確に要請できるようにします。また発災後の対応として、D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)<sup>\*</sup>の活用も検討します。

連携体制(案)を図4-4に示します。

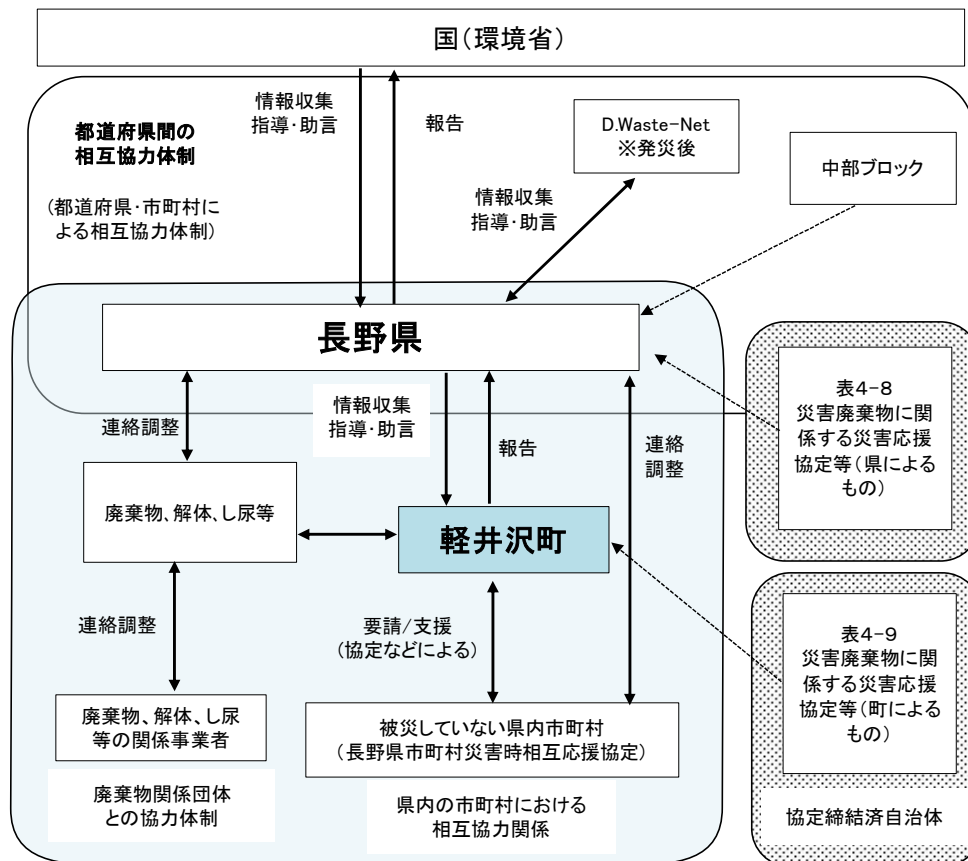


図4-4 連携体制(案)



表4-8 災害時における応援協定(県によるもの)

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会(9県1市)	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会(10都県)	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県(環境部)、(一社)長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県(環境部)、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県(危機管理部)、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時等の災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

出典:長野県災害廃棄物処理計画

表4-9 災害時における応援協定(町によるもの)

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	軽井沢町、安中市	災害時相互応援協定	特に要請のあった事項
	国際特別都市建設連盟(11市町)	地震等災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
県内関係団体	県内全市町村	長野県市町村災害時相互応援協定	ごみ、し尿処理のための車両及び施設 特に要請のあった事項
	軽井沢町、軽井沢町建設業協会	災害時における応急措置に関する協定	建設資機材、労力等の提供
	軽井沢町、(有)軽井沢衛生企業、長野県環境整備事業協同組合	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	仮設トイレの設置
	軽井沢町、(有)軽井沢衛生企業、長野県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等(し尿及び浄化槽汚泥、下水道管路汚水その他の汚水)の収集運搬
	軽井沢町、信濃町	災害時における復旧作業等協力に関する協定	応急対策上被災自治体が必要とする業務
軽井沢町、飯山市	災害時における復旧作業等協力に関する協定	応急対策上被災自治体が必要とする業務	

出典:地域防災計画を参考に作成

## 2) 廃棄物関係団体との協定

他市町村等や県への委託の他に、廃棄物関係団体と災害廃棄物処理の協定を維持し、災害時においては、関係団体に応援を要請します。現状の協定を表4-8及び表4-9に掲載します。

### 3) ボランティアとの連携

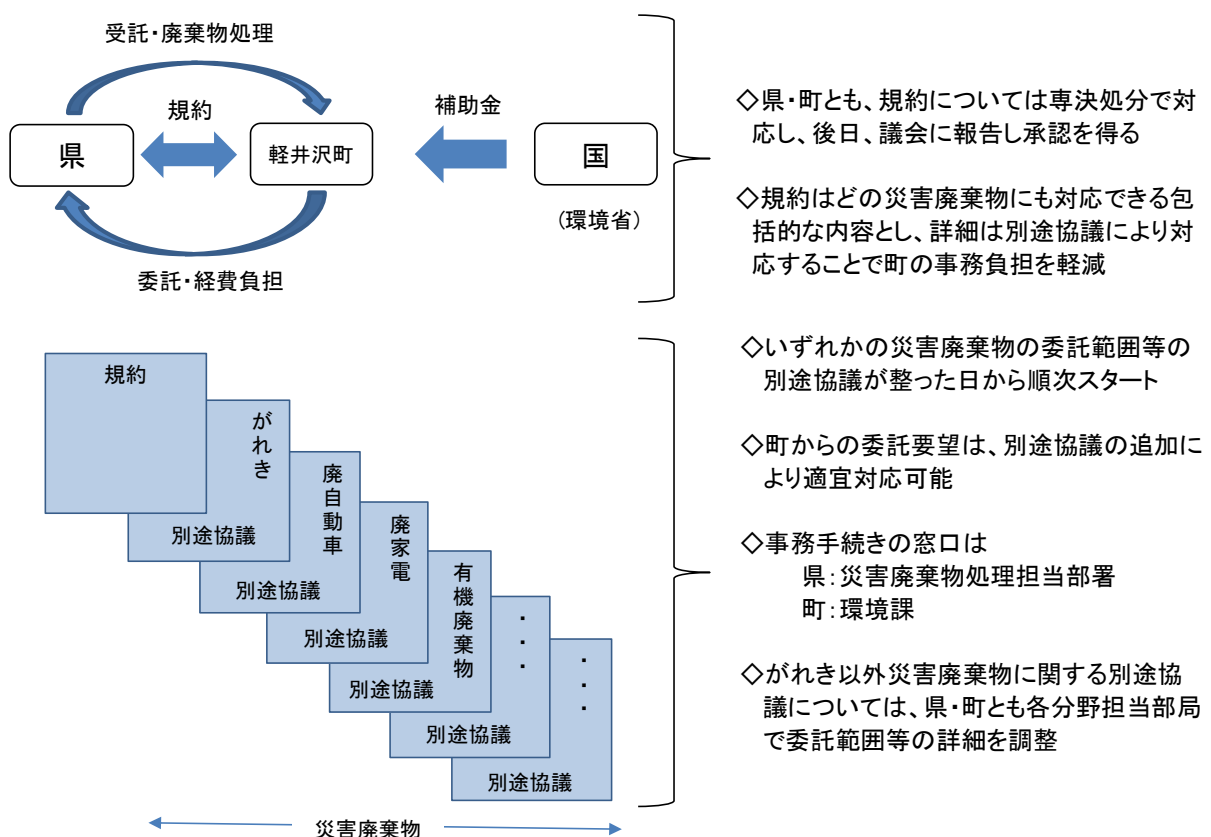
発災後の混乱の中、復旧作業を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たします。町では、社会福祉協議会とともにボランティアに対するニーズを把握し、その活動拠点の提供等の環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努めます。

また、現場のニーズとボランティアとの連絡調整を図ることが大切であり、災害ボランティアコーディネーターの育成に努めます。

### 4) 県への処理委託

甚大な被害により町の行政機能が極度に低下して災害時の廃棄物処理ができない場合は、県へ事務委託を行い、県が関係部局等と連携して災害廃棄物の処理を進めていきます。地方自治法第252条の14(事務の委託)が法的な根拠となり、町及び県の議会承認が必要となります。

以下は、事務委託の手続きの例です。



出典：長野県災害廃棄物処理計画を参考に作成

図4-5 県への事務委託手続き(例)

### (3) 住民への情報提供

広報手段、広報する内容を表4-10 及び表4-11 に示します。

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行います。特に、町内にある膨大な数の別荘は、所有者それぞれの都合により、不定期に滞在するため、その実態を把握することは困難です。このため、災害時には、広報車による巡回と町職員・消防団等による個別巡回の組み合わせにより伝達を行います。

表4-10 広報手段(例)

対象者	広報手段
庁内各課	庁内放送、庁内電話、庁内電子メール、庁内Web等
一般住民、被災者	防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、報道機関、ホームページ、SNS、携帯アプリ、戸別巡回等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、電子メール等
報道機関	電子メール、電話、FAX、文書、会見等

表4-11 広報内容(例)

項目	広報内容	
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画</li> <li>・生活ごみの排出ルール</li> </ul>	
発 災 後	生活ごみの処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当町が定める仮置場及び収集日時</li> <li>・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理</li> <li>・収集ルート及び日程、収集時間</li> <li>・住民が持込みでいる集積場(場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載)</li> </ul>
	し尿処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの維持管理方法</li> <li>・収集日時</li> <li>・し尿処理の原状復旧の見通し</li> </ul>
	災害廃棄物に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集方法(戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等)</li> <li>・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止</li> <li>・住民が持込みできる集積場(場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載)</li> <li>・仮置場の場所及び設置状況</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア支援依頼について</li> <li>・損壊家屋等への対応について</li> <li>・町への相談窓口について</li> </ul>

### 3.災害廃棄物対策(平常時)

発災時に備え、災害廃棄物の処理に係る組織体制等をあらかじめ定めるとともに、法令・最新の知見等を踏まえ、随時計画の見直しを行うものとします。

また、発災時に円滑な協力が得られるよう、関係団体と連絡を密にします。

表4-12 事前に定めておくべき事項

項目	内容
①組織体制、連絡体制の構築	平常時に庁内の組織体制づくりを行うとともに、関連団体との連絡体制を構築します。
②一般廃棄物処理施設の耐震化等	既存施設については、耐震診断等を実施し、改良時は耐震性等に配慮します。
③仮設トイレ・避難所ごみに関する検討	あらかじめ仮設トイレ等の備蓄に努めます。また、避難所から排出される廃棄物の保管場所、保管方法、分別ルール、収集運搬ルートを想定しておきます。
④災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定	地域防災計画を参考に、災害廃棄物量をあらかじめ予測するとともに、仮置場候補地を選定します。
⑤有害廃棄物等の処理方法の検討	有害廃棄物等の保管状況を把握するとともに処理方法を検討します。
⑥職員への教育訓練	図上訓練等、職員への教育訓練を行います。

#### (1)組織体制・連絡体制の構築

災害廃棄物処理を担当する組織体制、役割分担等を定め、災害発生時には即刻移行できるようにします。

また、県や国、他の都道府県、県内市町村及び県内廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制や連携体制、相互協力体制の整備に努めます。

#### (2)一般廃棄物処理施設の耐震化等

##### 1)災害時の対策

佐久平クリーンセンターは令和2年度の完成であり、現在の耐震基準を満たし、非常用発電設備も保有しています。

軽井沢町じん芥処理場は長寿命化計画に従い、現在、長寿命化整備を進めていますが、耐震性についても検討していくことが必要です。

これらにより、災害発生時の被害を最小限に抑え、処理に支障がないよう努めます。現施設の事前対策について表4-13に示します。

表4-13 事前対策

施設名	災害時に想定される被害	対策
軽井沢町じん芥処理場	施設の損壊	施設の耐震化、不燃化
	電力の遮断	自家発電機の設置
佐久平クリーンセンター	施設の損壊	施設の耐震化、不燃化(済)
	電力の遮断	自家発電機の設置(済)

## 2) 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

処理施設が被災した場合でも、速やかに復旧できるよう補修体制を整備する必要があります。特に以下の項目に留意します。

- 施設の耐震診断を行い必要に応じ耐震性の向上を図ります。
- 水道等のライフラインの耐震性向上や非常用電源の設置、非常時の燃料等の備蓄を行います。
- 浸水対策工事ができない場合の応急対策として、土嚢、排水ポンプを準備します。

## (3) 仮設トイレ・避難所ごみ

災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、あらかじめ仮設トイレ(マンホールトイレ、簡易トイレを含む)、携帯トイレ(使い捨てトイレ)、消臭剤、脱臭剤等の備蓄に努めます。

また、災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定(平成 24 年8月 22 日付)を有効的に活かすため、平常時から情報交換を行い、災害時の仮設トイレの供給体制を維持します。

さらに、あらかじめ、避難所から排出される廃棄物の保管場所、保管方法、分別ルール及び収集運搬ルートを設定しておきます。

## (4) 災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定

あらかじめ、地域防災計画で想定される災害規模に応じた災害廃棄物の発生量及び処理可能量を推計し、想定した災害廃棄物の処理に必要な人員を勘案し、処理スケジュール、処理フロー、収集運搬方法及びルート、仮置場の候補地の想定等を行います。

## (5) 有害廃棄物等の処理方法の検討

発災時に発生する有害廃棄物等は、地震等の災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になるおそれがあります。そこで、平常時から有害物質の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者との応援協定の締結や、業者による引き取りのルールを確認し、発災後、速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

## (6)職員への教育訓練

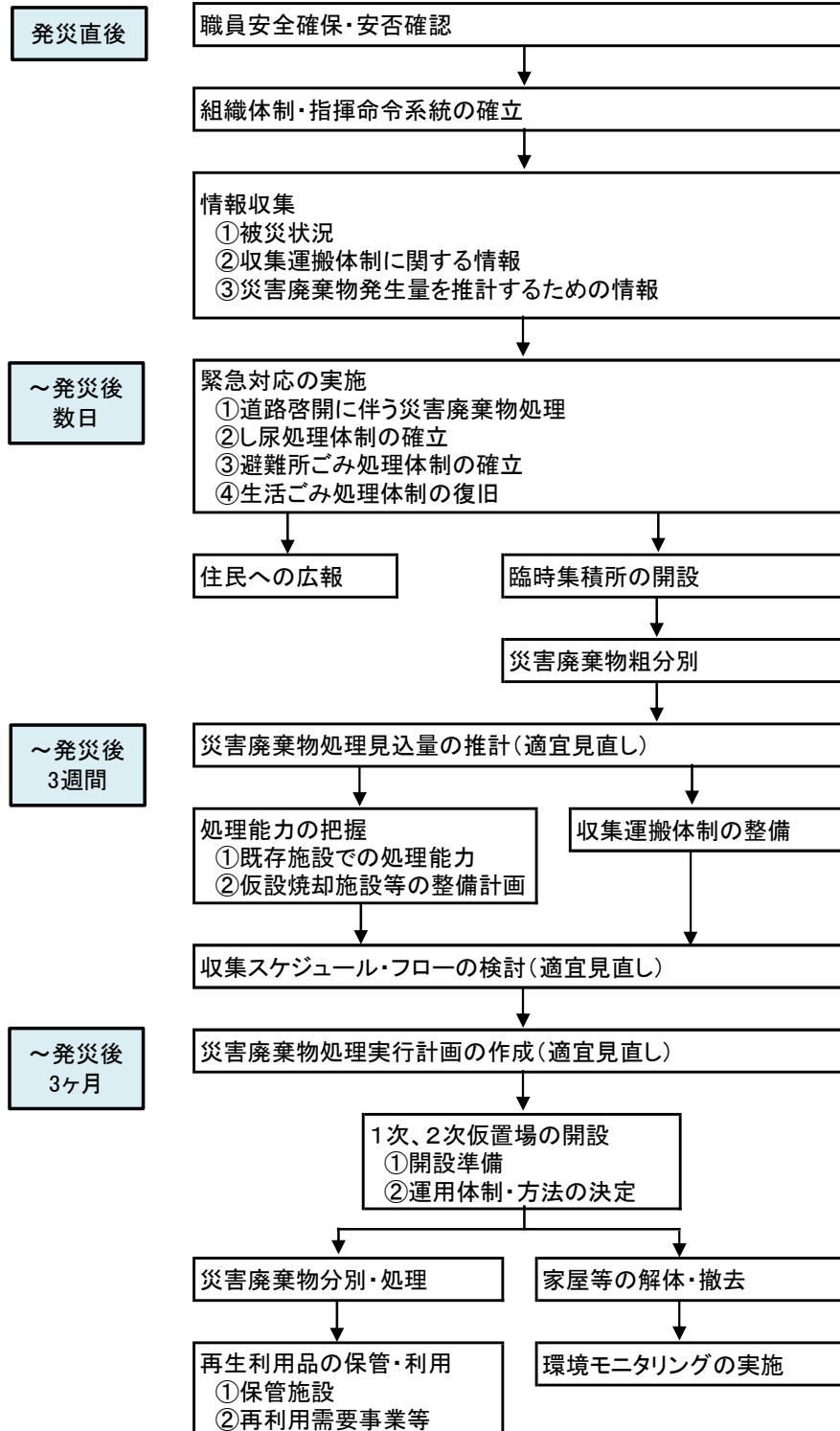
本計画の内容を平常時から関係職員に周知し、災害時に有効に活用されるよう関係職員への教育を継続的に実施するとともに、協定締結団体と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練に努めます。主な研修・訓練(例)を表4-14に示します。

表4-14 主な研修・訓練(例)

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	・本計画の内容周知 ・基礎的な知識の習得
定期研修	災害廃棄物対策班	随時	・本計画の再確認 ・他団体の事例確認 ・視察 ・その他
情報伝達訓練	災害廃棄物対策班 と関係団体	随時	・協定内容の再確認 ・各団体の状況確認 ・要請手順の確認

## 4.災害廃棄物処理(発災後)

発災後の初動対応や応急対策期の処理の流れを図4-6に示します。



出典:長野県災害廃棄物処理計画を参考に作成

図4-6 発災後の処理の流れ

## (1) 組織体制・連絡体制の構築

職員の安全確保・安否確認のうえ、初動対応の命令が発令された場合、速やかに平常時に想定した災害廃棄物対策組織体制に移行します。また、災害が特に甚大で広域である場合は、広域的な災害廃棄物処理体制に移行するよう県及び協定締結自治体と連絡を取り合います。

## (2) 情報の収集・連絡体制の確保

### 1) 情報収集に関する体制

災害発生時の関係機関の連絡先一覧を表4-15 に示します。

表4-15 主な連絡先一覧

関係機関	住所	電話番号	FAX番号	備考
長野県資源循環推進課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7181	026-235-7259	
佐久平クリーンセンター 佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久市上平尾2033	0267-88-6461	0267-88-6462	
浅籠環境施設組合	小諸市甲1845	0267-22-7710	0267-22-8904	
軽井沢消防署	軽井沢町大字長倉1706番地8	0267-45-0119	0267-45-2077	
軽井沢警察署	軽井沢町大字軽井沢1323-485	0267-42-0110	0267-42-6110	
(有)軽井沢衛生企業	軽井沢町大字長倉957-29	0267-45-5144	0267-45-5244	一般廃棄物
イー・ステージ(株)	小諸市平原309-1	0120-792-870	0267-25-8881	処理運搬業者
フクダ屋(有)	小諸市御幸町1丁目4-39	0267-22-0124	0267-23-0876	リサイクル業者
渡辺商店(有)	小諸市891-6	0267-22-8191	0267-25-1113	
(有)エムエス工業	軽井沢町大字長倉5212-8	0267-46-0090	0267-45-3937	

### 2) 災害対策本部から収集する情報

表4-16 に示す情報を災害対策本部内で情報を共有し、被災状況の全体像を把握します。

表4-16 災害対策本部内での情報共有事項

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・避難所名 ・各避難所の収容人数	・仮設トイレ必要基数把握 (仮設トイレ対策関連)
建物の被災状況の把握	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数	・災害廃棄物発生量、種類等の把握
上下水道・道路の被災及び復旧見通しの把握	・上水道施設の被災状況 ・断水の状況と復旧の見直し ・下水処理施設の被災状況 ・主要な道路 ・橋梁の被災状況と復旧の見直し	・し尿発生量等の把握 ・仮設トイレし尿の下水処理施設での処理の可能性の検討 ・収集運搬ルート確保
住宅解体状況の把握	・解体撤去申請の受付状況 ・解体業者への発注 ・解体作業の進捗状況 ・解体業者への支払業務の進捗状況	・災害廃棄物発生量等の把握 ・仮置場の体制



### 3)ごみ処理施設からの収集する情報

ごみ処理施設との連絡手段を確保し、表4-17 に示す情報について共有に努めます。

表4-17 ごみ処理施設からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設(焼却、不燃粗大ごみ破碎、最終処分場)の被災状況、処理能力</li> <li>・資源物の中間処理業者の被災状況、処理能力</li> <li>・有害ごみの委託業者の被災状況、処理能力</li> <li>・災害廃棄物の処理体制</li> <li>・生活ごみ収集運搬業者の被災状況、収集能力</li> </ul>	処理体制の構築

### 4)国・県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部内での情報、被災地域からの情報、ごみ処理の進捗状況等について、定期的に国・県に報告します。

国・県への報告事項を表4-18 に示します。

表4-18 国・県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物量等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理量・進捗率</li> <li>・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>・有害廃棄物等の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	国・県への被災状況等の報告
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況</li> <li>・復旧見通し</li> <li>・必要な支援</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の位置と規模</li> <li>・必要資材の調達状況</li> </ul>	

### 5)緊急対応の実施

#### ①一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設及び運搬ルート of 被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行います。また、補修が必要な場合は、平常時に備えた資機材により補修を行います。

#### ②道路啓開に伴う災害廃棄物処理

道路啓開作業に当たっては、人命救助・迅速性を最優先としますが、啓開現場において可能な範囲で粗分別(可燃・不燃・家電等、3～4種類の分別)を行います。

### (3) 避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り

発災後、速やかに避難所を設置します。また、避難所の生活ごみやし尿を適宜収集します。

#### 1) 生活ごみの収集

一般家庭の生活ごみについては、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、状況に応じて早朝・夜間収集等により対応します。

平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行ったうえで、腐敗性の高い生ごみ等を優先して回収します。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行う等の措置を講じます。

また、災害により処理施設の復旧に時間がかかる場合は、必要に応じて支援要請を行い、他市町村等の施設での処理を委託します。

不適正排出や、道路・公園等への不法投棄を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロールを行います。

#### 2) 避難所ごみの分別・収集

発災時でも分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り分別を行うことが必要です。

発災時は避難所が混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、表4-19 に示す避難所ごみの分別例及び留意点を参考に被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定します。

表4-19 分別例及び留意点

種類	留意点
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみは、ハエ等の害虫の発生が懸念されるので、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行います。</li> <li>・携帯トイレのポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能ですが、感染や臭気の対策面でもできる限り密閉します。</li> </ul>
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物(注射針等)は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、回収処理します。</li> </ul>
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類(段ボール、新聞、雑誌、紙パック)</li> <li>・容器包装プラスチック</li> <li>・衣類・皮革・ぬいぐるみ・バッグ</li> <li>・びん類</li> <li>・缶</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・金属類</li> <li>・乾電池・蛍光灯</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類は、段ボール、新聞、雑誌、紙パックに分け、それぞれ紐でしばって保管します。それ以外は、それぞれ透明袋に入れて保管します。</li> <li>・スプレー缶、カセット式ガスボンベは必ず中身を使い切り、穴を開けず、透明袋に入れます。</li> <li>・割れたびん・板ガラスやグラス等は新聞紙で包むなどして袋が切れて中身が散乱しないようにします。</li> </ul>
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池、体温計等は、それぞれ透明袋に入れて保管します。</li> </ul>

また、被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村等からの支援車両による収集を行います。

なお、医療系等の有害性・危険性のある廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知します。

### 3) 仮設トイレの設置及びくみ取り

町は、軽井沢衛生企業及び長野県環境整備事業協同組合と災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定を平成24年8月22日に締結し、ライフライン寸断時における仮設トイレ需要に対し備えています。

そのようなことから、平時から当該協定第9条に規定する情報交換を行い有事に備え、災害が発生、又は発生のおそれがあり、仮設トイレが必要な際は、迅速に対応するよう努めるものとします。

また、災害発生時には、ライフライン状況に鑑み、家庭におけるトイレ使用の可否、仮設トイレの設置状況を広報するとともに、被災者の状況を常に把握し、トイレ需要に対応した仮設トイレ及び衛生環境の確保について、協定先と協力して対応することとします。

## (4) 収集運搬体制の整備

---

### 1) 収集運搬方法の検討

発災後は、収集車両や道路の被災状況を把握するとともに、避難所や仮置場の設置場所等を考慮して効率的な収集運搬ルート、方法について検討します。そして、分別排出の周知、災害廃棄物収集時の留意事項を踏まえつつ、収集運搬を行います。

#### ① 収集運搬計画の策定

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について把握し、住民の生活環境改善のため効率的な収集運搬計画を策定します。

#### ② 緊急通行車両の登録

平常時においては、収集運搬車両の把握に努め、発災後においては緊急通行車両の登録(警察署)を行うものとします。

#### ③ 収集ルートの検討

発災後においては、廃棄物の収集運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定され、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所等を考慮した効率的な収集運搬ルート及び収集運搬ブロック別の搬入ルートについて検討します。

また、通行止めや片道通行等の通行規制が予測されるため、通行許可申請等も考慮します。

#### ④ 通行上支障となる災害廃棄物の撤去

主要ルートにおける通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、自衛隊・警察・消防等

の関係機関に収集運搬ルートを示し、協働して道路啓開を進めます。その際、危険物、有害廃棄物及び石綿を含む建築物等の情報を併せて提供します。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に搬入し、分別します。

#### ⑤収集運搬車両の確保

災害廃棄物、避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両が不足する場合には県及び他市町村等へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保します。

### 2)し尿処理の収集運搬

町は、仮設トイレ等の供給に関する協定締結に併せ軽井沢衛生企業及び長野県環境整備事業協同組合と災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定を締結しています。

災害が発生、又は発災のおそれがあり、町がし尿、浄化槽汚泥、下水道管路汚水及びその他の汚水で生活環境の保全上処理が必要な事象が発生した際には、協定先と協力し適切かつ迅速に対応するよう努めるものとします。

### 3)収集運搬体制の整備

町は、収集運搬方法、収集運搬ルート及び必要な資機材の確保等、収集運搬体制の整備に努めます。また、住民に対しては、被災家屋からの災害廃棄物の分別排出の周知に努めます。

さらに、道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬方法及びルートを決定します。なお、廃棄物(ごみ、し尿)の収集運搬を行う車両が交通規制区域を通行する必要がある場合は、「緊急通行車両」として登録を行います。

災害廃棄物の収集運搬に当たっては、釘やガラス等が混入している場合があることから、作業員の安全確保のため、防具を装着させる等の措置を講じます。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出の可能性があることから、他の廃棄物と混合しないように収集運搬を行います。

## (5)処理スケジュールの作成

平常時に検討した処理スケジュールを基に、職員の被災状況、災害廃棄物の発生量、処理可能量等を踏まえた処理スケジュールを作成します。

なお、甚大な被害により2次仮置場や仮設焼却炉等が必要な場合や、広域で処理する場合、又は県に事務委託する場合は、処理スケジュールを見直します。

## (6) 処理フローの作成

災害廃棄物の処理フローを図4-7に示します。災害発生後は、被災や災害廃棄物処理の状況に応じた実効的な災害廃棄物処理フローに見直すものとします。

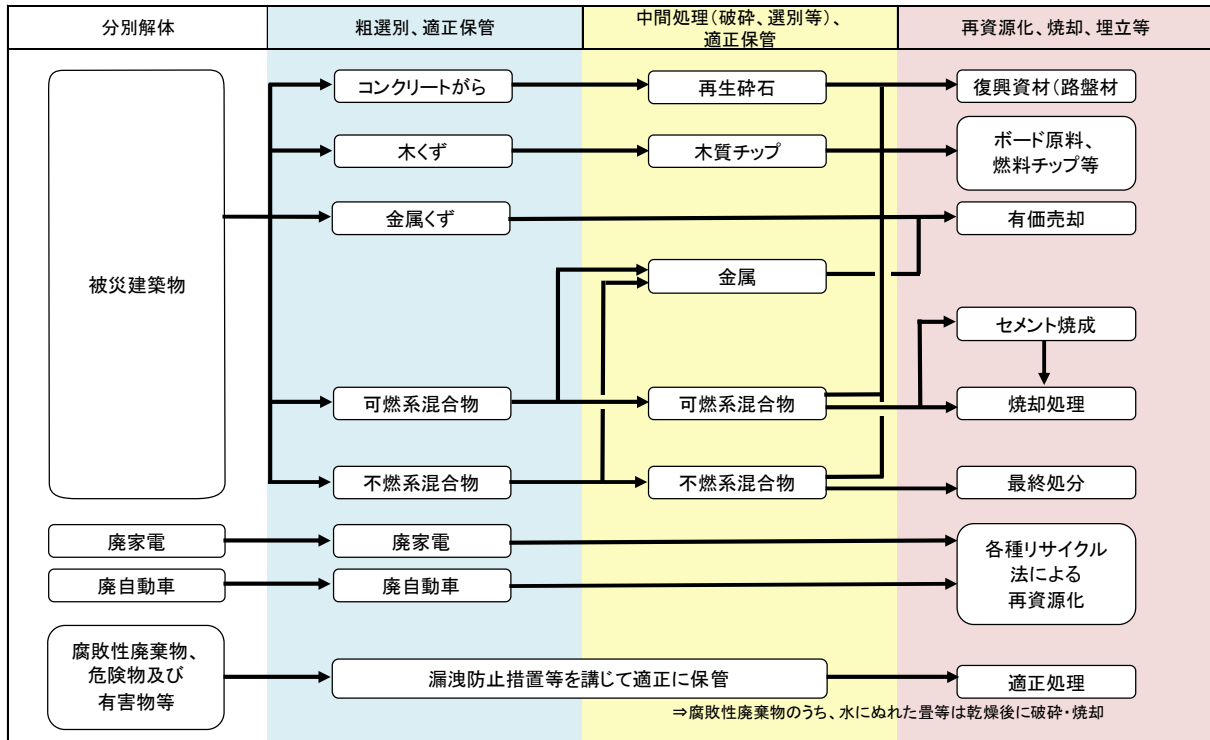


図4-7 災害廃棄物の処理フロー

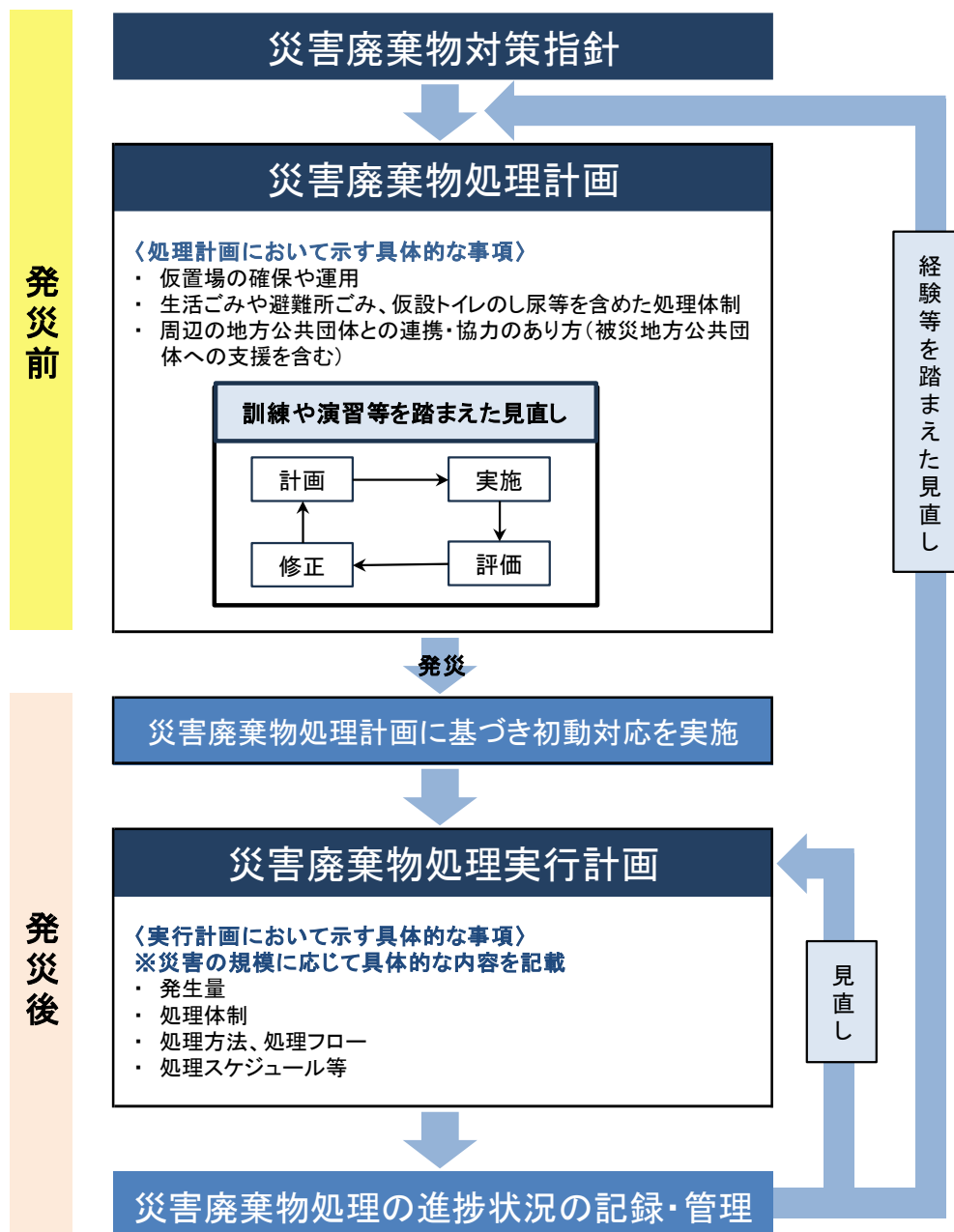
## (7) 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、災害による被災状況や災害廃棄物量等に応じて災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

### 1) 計画の策定

災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画に基づき、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

災害廃棄物処理計画と実行計画の位置づけを図4-8に示します。



出典: 災害廃棄物対策指針

図4-8 災害廃棄物処理計画と実行計画の位置づけ

また、災害廃棄物処理実行計画の記載事項(例)は以下のとおりです。

<b>第1節 計画の基本的事項</b> 1. 実行計画策定の目的 2. 計画の位置づけ 3. 役割分担 4. 災害廃棄物処理に関する基本方針 5. 被災状況及び処理見込量 6. 分別及び処理方法 7. 処理期間	<b>第2節 処理計画</b> 1. 集積計画 2. 運搬計画 3. 受入基準 4. 作業計画 <b>第3節 処理スケジュール</b> <b>第4節 計画の見直し</b> <b>第5節 処理フロー</b>
--	---

## 2) 計画の見直し等

災害廃棄物処理実行計画の見直しの主な留意事項を表4-20 に示します。

表4-20 災害廃棄物処理実行計画の見直しの主な留意事項

留意点	・復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し、処理の進捗に合わせて実行計画の見直しを行う。
	・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直しする。
	・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
	・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化等に応じ、処理フローの見直しを行う。
	・道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ収集運搬方法の見直しを行う。
	・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討する。
	・仮置場の返却にあたっては、土壌分析を行う等土地の安全性を確認し、仮置場の原状復旧を行う。

## (8) 仮置場の設置

復旧・復興を軌道に乗せるために、支障となる災害廃棄物を速やかに除去しなければなりません。また、再資源化を図りながら効率的に処分を進めるための仮置き、選別の場所として仮置場の役割は極めて重要です。

仮置場の分類を表4-21 に示します。

表4-21 仮置場の分類

名称		目的・定義	備考
仮置場	臨時集積所	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から排出される災害廃棄物を、被災地内において仮に集積する場所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数日以内に設置。</li> <li>設置期間は、住民の片付けが終わるまでとし、数ヶ月を目途とする。</li> </ul>
	1次仮置場	道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するための場所。処理（リユース・リサイクルを含む。）する前に、災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数週間以内に設置。</li> <li>大型ダンプがアクセスできる道路が必要。</li> <li>設置期間は、災害廃棄物など処理が完了するまでとする。</li> </ul>
	2次仮置場	1次仮置場での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後数ヶ月以内に設置。</li> <li>大型ダンプがアクセスできる道路が必要。</li> <li>設置期間は、中間処理が完了するまでとする。</li> </ul>
中間処理施設用地		仮設破砕機・焼却炉等の設置及び処理作業を行うための場所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次仮置場の環境条件等が十分に確保できる場合は、仮置場に隣接して設置することが望ましい。</li> <li>中間処理された再生資材を搬出するまでの保管を行う。</li> </ul>

出典：災害廃棄物分別・処理マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会）を基に作成

### 1) 仮置場の選定における基本的な考え方

#### ① 臨時集積所

臨時集積所は、災害の被災状況により住民が容易に仮置きできる場所かつ学校や病院、避難所等が周辺にない場所を候補地とし、町が指定若しくは各地区で選定した場所とし、1次仮置場としても活用できる場所とします。

保管期間は短期間ですが、道路障害等復興の妨げにならない場所とし、二次災害の防止に努める必要があります。

#### ② 1次仮置場

1次仮置場は、臨時集積所から集積する場所のため、搬入及び搬出のための運搬ルートを確認する必要があります。使用期間が長期間にわたるため、災害廃棄物量に応じて町が確保した場所とします。

また、道路事情等を十分考慮するとともに、二次災害の発生防止に努める必要があります。



### ③2次仮置場及び中間処理施設用地

2次仮置場及び中間処理施設用地については、処理を完了させるまでの保管を行うため、長期にわたり使用可能な場所を確保する必要があり、選定には迅速かつ慎重な判断が必要になります。

また、復興の妨げにならないことや中間処理施設の騒音や振動、収集、搬入及び搬出車両による騒音等を十分考慮し、二次災害の防止に努める必要があります。

## 2) 仮置場の必要面積

災害廃棄物が発生した場合、臨時集積所は被災家屋の近くに設置され、小規模なものが散在すると想定されます。

本計画では、臨時集積所の災害廃棄物を集め、中間処理を少しでも容易にするために、分別し保管するために重要となる1次仮置場の必要面積を試算します。

地震災害で町に最も影響を及ぼすと予測されているのは「糸魚川－静岡構造線(全体)の地震」ですが、災害廃棄物発生量は10トンと見込まれています。この量は町の1日当たりの処理量34トン/日(令和4年度)の1/3ほどであり、量的には問題ありませんが、町の処理施設では処理が困難ながれき類が多いと考えられるため、この処理を可能とするよう処理業者との協定等について検討していきます。

一般に仮置場面積は、災害廃棄物等の発生量を基に、実質の処理期間を2年間(全体スケジュールでは3年間としますが、設置及び撤去に1年程度かかるものとします。)として、積み上げ高さや作業スペースを加味して試算します。

また、2次仮置場の面積については、災害発生後、被災状況や廃棄物の処理状況、広域処理等の状況を見ながら算出することになります。

## 3) 1次仮置場の候補地

町の地震災害による災害廃棄物発生量は10トンと見込まれ、軽井沢町じん芥処理場等を活用することで、仮置場の設置は必要ないと考えられます。

しかしながら、風水害や火山災害等の発生も考えられ、これらにより多量の災害廃棄物が発生した場合には、これらの災害廃棄物を保管するスペースが必要になります。災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時に仮置場(主として1次仮置場)の候補地を選定しリスト化します。

## 4) 仮置場の設置・管理・運営

災害廃棄物を仮置場に搬入する際のトラブルを回避するため、あらかじめ次に示す仮置場の運営、管理に係るルール等を定めておくものとします。

### ①搬入ルール

- ・仮置場への搬入の際は、利用者の集中と混乱が予想され、収集車両の運行に支障をきたすことが想定されます。行政収集の車両については、発災後、緊急通行車両としての登録を行うとともに、収集車両専用路の確保に努めます。
- ・住民が仮置場へ廃棄物を搬入する際は、罹災証明書や被災者であることを確認できる身分証を提示してもらうことを原則とします。

### ②運営ルール

- ・仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視、指導、保管及び管理を行うために監視員を配置します。
- ・搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管及び移動・運搬等を行うため、必要な資機材を投入します。
- ・仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内を掲示することにより、搬入車両の円滑な動きを誘導します。
- ・仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量及び搬出量等を記録します。

## (9)被災家屋の解体撤去

---

平常時において、家屋等を解体することによって発生する廃棄物は、解体工事を請け負った事業者が排出事業者となり、家屋等の所有者側の費用負担により、産業廃棄物として処理されています。

発災時、家屋が被災した結果、解体して災害廃棄物として運搬及び処分を行う場合、環境省の災害等廃棄物処理事業を活用することを検討します。

家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、住宅の解体撤去は、被災者に支給される生活再建支援資金等による自己負担を原則とします。なお、大規模災害発生時には、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置について速やかに県・国と協議します。また国による特別措置により、国庫補助による解体費用の負担が認められた場合は、町の事業として実施します。

### 1)解体撤去の実施手順

#### ①解体方針の確認

- ・支援対象者は、全壊及び大規模半壊に認定された個人の住宅とします。
- ・町が解体業者を指定し、被災者に斡旋します。
- ・事業所等の解体撤去及び処理は自己負担で行うものとし、町の支援の対象外とします。

#### ②解体業者の指定

- ・解体業者の申請により、解体業者を指定します。

③廃棄物の受け入れ状況の確認

- ・環境課衛生係に廃棄物の仮置場の受け入れ状況等を確認し、解体撤去作業の開始スケジュールを設定します。

④被災者への広報

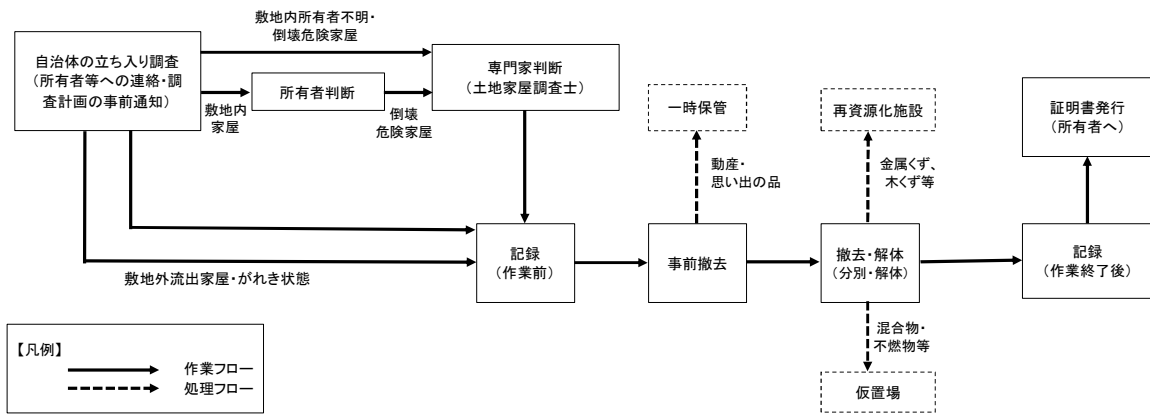
- ・解体撤去の方法について、広報紙、町のホームページ等で広報を行います。
- ・町指定の解体業者の一覧を公表します。
- ・解体業者への依頼は被災者自らが行うものとします。

⑤申請窓口の開設

- ・解体撤去作業の相談、申請を行う窓口を総合相談窓口内に開設します。

⑥解体撤去の流れ及び留意点

- ・直営で行う建物の解体撤去の流れ及び留意点を図4-9及び表4-22 に示します。



出典：平成 30 年8月2日環境省環境再生・資源循環局事務連絡

図4-9 解体撤去の実施手順フロー

表4-22 被災家屋の解体の主な留意点

留意点	・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知したうえで被災物件の立入調査を行う。
	・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
	・災害廃棄物である家電リサイクル法対象品の取り扱いに留意する。
	・撤去、解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品などを含めて撤去前後の写真を撮る等、記録を作成する。
	・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
	・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努めできるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
	・作業員や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。
	・粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。

## 2) 石綿含有建材が含まれる家屋の確認

発災時、町では、通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋を優先的に解体します。

なお、損壊家屋に石綿が含有しているか否かを事前に確認することとします。建築時期により石綿使用の有無を推定することができますが、これはあくまでも目安であるため、損壊家屋の図面等で使用されている建材の商品名を確認し、メーカーへ問い合わせ、石綿含有の有無を確認する方法も併用する必要があります。資料調査により判明しない場合は、必要に応じてサンプルを採取し、分析することを検討します。

### (10) 分別・処理・再資源化

---

発災後おおむね1カ月後までに、災害廃棄物の発生状況（発生量や性状）を把握するとともに、廃棄物の種類ごとの処理方針を定めます。

災害廃棄物は、処理方法によって再生利用可能なものを多量に含んでおり、その有効活用が復旧・復興時の資材として多く活用されることから、積極的に再生資材として有効利用します。

< 処理方針(例) > ⇒ 発災後に災害廃棄物の発生状況を見たうえで決定します。

- 木くずは、選別、破砕した後、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートがらは、選別、破砕した後、原則、再生砕石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他の廃棄物は、選別、破砕した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。
- 発災後3年以内に処理を完了する。

### (11) 有害廃棄物、廃家電等の処理

---

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、優先的に回収を行い、保管又は早期の処分を行います。

災害廃棄物の処理や、建物解体・撤去中に有害廃棄物が発見されることもあるため、その都度回収して処理を行います。

また、廃家電、自動車等平常時において町で処理しない廃棄物についても処理方法や処理ルート等、適切な方法を住民へ広報します。

### (12) 環境対策等

---

被災状況を踏まえ、地域住民の生活環境及び公衆衛生への影響を防止するため、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、また消石灰を散布することで害虫の発生を防止します。仮置場において

悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討します。

仮置場における火災を未然に防止するため、災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置、温度監視を行います。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行います。

### (13) 協力・支援体制

---

人命救助の観点から、活動している自衛隊・警察・消防等の主体と連携して、有害物質や危険物質に留意し、災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行います。

また、被害状況を踏まえ、災害支援協定に基づき、協力・支援要請を行うとともに、利用可能な連絡手段を確保し、被害情報・支援ニーズを把握し、協力・支援体制を整備します。

### (14) 水害廃棄物処理に関する留意事項

---

水害廃棄物は水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する等、時間の経過により性状が変化する場合があります。ここでは水害廃棄物処理に関し、特に留意する必要がある事項を取りまとめました。

#### 1) 水害発生時に発生する廃棄物

水害発生時には、震災発生時とは別に特有の廃棄物が発生します。処理に当たっては、季節によって課題が異なることに留意し、夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエ等の害虫が発生すると生活環境が悪化するため、専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行います。

主な水害廃棄物の種類と特徴や処理方法を表4-23に示します。

#### 2) 水没便槽への対応

汲み取り便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没することや、槽内に雨水・土砂等が流入することがあります。その後の使用に対応するため、速やかに汲み取り、清掃及び周辺の消毒を行います。

#### 3) 水害発生時における仮置場

水害発生時には、あらかじめリスト化した仮置場候補地から、二次災害のおそれが考えられる河川敷を避けて候補地を選定します。また、濡れた畳や布団を乾燥させるために長期にわたり貯留させる場合があるため、これらの水害廃棄物の発生状況によりできる限り広い仮置場を確保し、

また、環境保全に十分配慮し運営します。

表4-23 水害廃棄物の種類と特徴

種類	特徴・処理方法
濡れた畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳は水を含みやすく、最大で一枚100キログラムにもなることがあり、運搬作業が難しくなることがある。また、そのまま破碎しても水分が多く、焼却炉で焼却することが難しいため、仮置場で一時貯留し、ある程度水を切った後に破碎することとする。</li> <li>・腐敗による汚汁、臭気の発生が考えられるため、周辺環境に十分配慮する。</li> <li>・水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に処理を行う。</li> </ul>
濡れた木製家具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を吸い重くなっており、1棟あたり200キログラムもの木製家具が発生することがある。仮置場で一時貯留し、ある程度乾燥させた後に破碎することとする。</li> </ul>
濡れた布団・衣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を吸い、重量が増しており、運搬や処理が難しくなる。濡れて汚れてしまうためリサイクルが困難となる。仮置場で一時貯留し、ある程度水を切った後に焼却することとする。</li> </ul>
倒木・流木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川敷等に多量の倒木・流木が発生することがある。倒木・流木は水分を多く含んでいることがある。また、根株が含まれ、破碎が困難となるため、仮置場に貯留後速やかに専門の処理業者に処理を委託する。</li> </ul>

#### (15) 火山噴火による廃棄物について

浅間山が噴火した場合は、降下火砕物や融雪型火山泥流により甚大な被害が想定されます。

町は、降下火砕物等の除去、被災した建物の解体後のがれき等の処理を行う必要があります。

なお、降下火砕物や火山泥流は廃棄物処理法における「廃棄物」に該当しません。

#### (16) 思い出の品等

位牌、アルバム等、所有者個人にとって価値があると認められるもの(貴重品、思い出の品)が発見された場合は、集約し、閲覧・引き渡す方法を検討します。

##### 1) 貴重品・有価物

所有者が不明の貴重品・有価物(財布、通帳、印鑑、貴金属等)を災害廃棄物の処理過程で発見した場合は、発見日時、発見場所、発見者を明らかにしたうえで、町の職員が警察署に届け出ます。

銃刀類が発見された場合は、速やかに警察に連絡し引き取りを依頼します。

##### 2) 思い出の品

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を可能な範囲で特定できるようにして集約します。閲覧、引き渡しのルールを作成するとともに、復旧・

復興が一定程度進むまでは、町が保管し、所有者に返還できるよう広報します。思い出の品の取り扱い方法を表4-24 に示します。

表4-24 思い出の品の取り扱い

項目	内容
品目	写真、位牌、賞状、アルバム、手帳等。
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法。
回収方法	仮置場や災害廃棄物の撤去現場等で発見された場合はその都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管。
運営方法	地元雇用やボランティアからの支援等。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。 本人確認ができる場合は郵送引き渡し可。

### 3) 各種相談窓口の設置等

住民からの相談・苦情へ対応するため、専用の総合相談窓口を設置し、一元的に対応します。

住民からの相談・苦情の内容については、庁内での情報の共有化を図るため、対応を行なった担当者が記録・整理し、集約を行います。

災害廃棄物の排出方法や注意事項等の内容を記載したチラシを窓口に着用します。

## (17) 国庫補助の適用

災害廃棄物処理事業に関する国庫補助事業は、「災害等廃棄物処理事業費」、「廃棄物処理施設災害復旧費」の2種類があります。申請に当たっては、災害査定に対し、表4-25 に示す事項に留意する必要があります。

表4-25 国庫補助適用に関する主な留意事項

留意事項	・写真による記録を行うこと
	・便乗投棄対策、不法投棄対策を行うこと
	・災害廃棄物である家電リサイクル法対象品の取り扱いに留意すること
	・金属類を売却すること
	・災害廃棄物の処理委託の契約について留意すること
	・委託業務について十分に監理すること
	・町の行った家屋の解体費用について申請すること
	・以上について適宜報告書としてまとめておくこと

## 5.災害復旧・復興時の対応

災害復旧・復興時の処理の流れについて整理します。

### (1)組織体制、連絡体制の見直し

---

災害廃棄物の処理の進捗に応じて、組織体制や役割分担の見直しを行います。

### (2)平常体制への移行

---

#### 1)一般廃棄物処理施設

廃棄物処理施設が被災した場合は、その復旧を図るとともに、その間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保します。

#### 2)仮設トイレ・し尿処理

避難所の閉鎖に合わせ、平常時のし尿処理体制に移行し、避難所に設置された仮設トイレの撤去を行います。

#### 3)避難所ごみ

避難所の閉鎖に合わせ、平常時の処理体制に移行します。

### (3)災害廃棄物の処理見込量の推計

---

災害廃棄物処理の進捗に応じ、適宜災害廃棄物の処理見込量の見直しを行います。

災害廃棄物の処理見込量は、トラックスケール(車体ごと計量できる計量装置)での車両管理により行うことが望ましいとされていますが、必要に応じ仮置場に搬入された災害廃棄物の体積に比重を掛け合わせて重量換算し、これに今後発生する推計量を加えることで推計する方法等も活用しながら推計します。

### (4)収集運搬体制の見直し

---

道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、適宜収集運搬方法の見直しを行います。

### (5)処理スケジュール・処理フローの見直し

---

災害廃棄物処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員数、重機や収集運搬車両等の資機材の確保状況を踏まえ、適宜処理スケジュールの見直しを行います。



また、災害廃棄物処理の進捗や性状の変化等に応じ、適宜処理フローの見直しを行います。

## (6) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

---

災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行います。

## (7) 仮置場の運用の見直し及び返却

---

適切な仮置場の運用を行うために、仮置場の管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等の人員及び重機、トラック等の機材を配置します。

トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図ります。

仮置場の返却に当たっては、土壌分析等を行い、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

## (8) 仮設焼却施設等

---

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物の処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行うための仮設場の設置や、広域処理の検討を行います。

仮設焼却施設等の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討します。

また、仮設焼却施設の解体・撤去に当たっては、仮設焼却施設自体がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後において環境モニタリングを行い、ダイオキシン類や有害物質が飛散しないよう、周囲をカバーで覆う等の必要な措置を施したうえで解体・撤去を行います。

## (9) 被災家屋の解体撤去

---

応急対策期に準じ、引き続き解体撤去を進めます。

## (10) 分別・処理・再資源化

---

復興計画や復興事業の進捗に応じて分別・処理・再資源化を行います。

## (11) 環境対策

---

災害時においても十分に環境について考慮します。

- ①環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的とする。
- ②環境対策は、大気、臭気、騒音・振動、土壌及び水質等への影響を低減する措置を講じる。

- ③仮置場における火災防止対策の観点からも、警備員を夜間にも常駐させ、定期的に仮置場のパトロールを行う。
- ④可燃物を仮置きしている場合は、可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

## (12)最終処分

---

再資源化や焼却ができない災害廃棄物については埋立が必要となるため、最終処分場の確保を行います。

## (13)協力・支援体制

---

災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設復旧に係る補助金を活用するに当たって、県に対し災害査定をはじめとした補助金申請にかかる手続き等についての助言を求めます。

軽井沢町一般廃棄物処理基本計画  
ごみ・生活排水・災害廃棄物  
(令和5年度 改訂版)  
令和6年3月

発行・編集：軽井沢町 環境課  
〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1  
電話 0267-45-8111 (代表)  
<https://www.town.karuizawa.lg.jp/>